

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第十四号に規定するキャリア
アコンサルティングを行う者であつて厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件

○厚生労働省告示第百三十八号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九
十三号）第二条第十四号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施
行規則第二条第十四号に規定するキャリアアコンサルティングを行う者であつて厚生労働大臣が定めるもの
（平成二十八年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用
する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第二条第十四号の規定に基づき、キャリアアコンサルティングを行う者であつて厚生労働大臣が定めるものは、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアアコンサルタント、又はこれと同等の能力を有すると認められる者であつて、ジョブ・カードの作成の支援を行うことが認められる者として厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官が定めるものとする。</p>	<p>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）第二条第十四号の規定に基づき、キャリアアコンサルティングを行う者であつて厚生労働大臣が定めるものは、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアアコンサルタント、又は厚生労働省若しくは厚生労働省が委託して実施するジョブ・カード（同法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。以下同じ。）を用いたキャリアアコンサルティングに係る講習を修了した者若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であつて、ジョブ・カードの作成の支援を行うことが認められる者として厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省人材開発統括官が定めるものとする。</p>